

# 豊丘南団地



## 定期借地権分譲



お問合せは  
総務課契約管財係  
☎ 32-2211

### 定期借地権のメリット



**メリット1**  
資金負担が軽く生活にゆとりができます。

保証金と土地賃料のみで土地が利用でき、土地を購入するよりも少ない資金で住宅を購入できます。

### メリット2

生活の変化にも柔軟に対応できます。



借地期間は51年の長期契約ですので、子どもの成長や両親の介護など変化するスタイルに合わせて建物の増築や建替えができます。また、いつでも土地を買い取ることができます。



**メリット3**  
公共団体と51年の長期契約で安心です。

地主は赤平市ですので、51年という長期契約も安心です。

#### 定期借地権の特約

- ①借地期間満了後の契約更新はありません。
- ②建物再築による借地期間の延長がありません。
- ③建築及び土地に付属させた工作物の買取請求はできません。

マイホームを持ちたいが土地購入代までは資金繰りができないという市民のニーズにこたえるために、土地を購入しマイホームを持つという今までの概念を捨て、土地を借地し自己居住用の住宅を新築するという発想の転換をしました。

この発想を現実的に行うことができる法律が平成4年施行の借地借家法第二十二條の定期借地権制度です。

この制度を利用することにより、借地保証金と土地賃料のみで土地が利用でき、土地を購入する場合よりも少ない資金で住宅を取得できます。

借地契約期間は51年と長期のため、契約期間内で子どもなどに転貸することもできます。

また、建物の増築や建替えもでき、契約期間内で土地の購入希望があれば、賃借料を相殺した残額で購入することもできます。

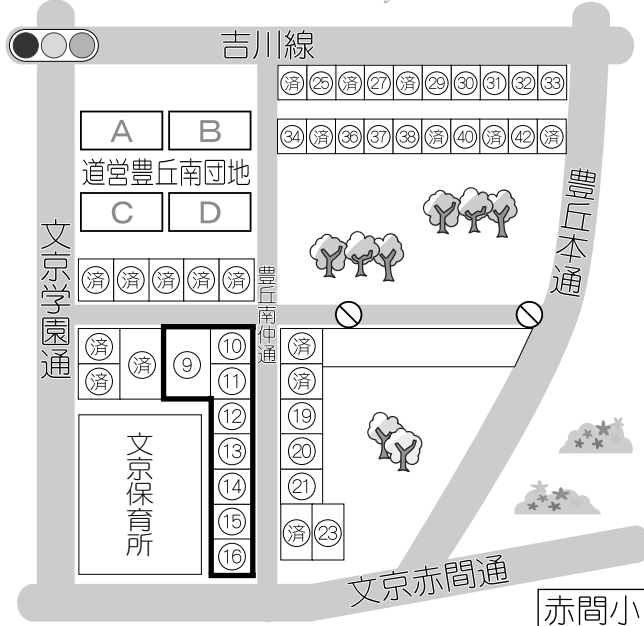
このようなことから、定期借地権制度を利用すれば、保証金50万円（赤平市内の建築業者に施工を依頼した場合は30万円）と月額約4,000円から7,000円の賃借料で100坪以上の土地を51年間利用することができ、手持ち資金が少なくても、マイホームを持つことができます。

豊丘南団地8区画を借地区画として用意しました。

是非この機会にマイホームを検討してみてくださいか。

### 街と自然が共存する豊かな住環境

Toyooka Minami



⑨～⑯が定期借地権貸付対象宅地になります。

#### 分譲価格・定期借地権賃料一覧

番号	面積㎡ (坪)	㎡当り単価 (坪)	分譲価格	月額賃料 (年額賃料)
⑨	786.07㎡ (237.78坪)	11,700円 (38,677円)	9,197千円	7,486円 (89,827円)
⑩	454.34㎡ (137.43坪)	12,400円 (40,991円)	5,633千円	5,778円 (69,342円)
⑪	406.05㎡ (122.83坪)	11,800円 (39,008円)	4,791千円	5,089円 (61,062円)
⑫	398.56㎡ (120.56坪)	11,700円 (38,677円)	4,663千円	4,982円 (59,788円)
⑬	398.78㎡ (120.63坪)	11,700円 (38,677円)	4,665千円	4,985円 (59,819円)
⑭	399.03㎡ (120.70坪)	11,700円 (38,677円)	4,668千円	4,988円 (59,857円)
⑮	399.25㎡ (120.77坪)	11,700円 (38,677円)	4,671千円	4,991円 (59,891円)
⑯	432.53㎡ (130.84坪)	11,700円 (38,677円)	5,060千円	5,407円 (64,882円)

# 住宅助成事業

## 住まいのリフォーム等

### 助成事業を実施しています

赤平市では、安心して長く住み続けられるよう、市民の皆さんが市内の建設業者に依頼して自らが所有し住んでいる住宅のリフォームや解体を行う場合、工事費の一部を助成します。

#### 対象住宅

本市で自己が所有し、現に居住している住宅（併用住宅の場合には居住部分に限る）

#### 対象者

- 本市に住所を有している者
- 市税などの滞納がない者（対象世帯全員）
- 対象世帯の前年度所得が550万円以下
- 同一住宅及び同一人につき1回限り

#### 助成要件

市内に事業所があり建設業の許可を持った業者または個人事業者が施工を行う工事（太陽光

発電システム設置は除く）

#### 助成内容

下記の表を参照

#### 助成対象とならない工事

付属車庫や物置、門、塀、ロートヒーティング、融雪槽などの外構、植栽工事、水洗化工事など

#### 注意

資格・内容等の審査がありますので、必ず事前に申請手続きをしてから工事に着手してください。

#### 実施期間

平成22年5月1日から平成25年3月31日まで（3年間）

#### 申込・問合せ先

赤平建設業協会  
☎32・25449

#### 相談先

市役所建設課建築指導担当  
☎32・18444



	対象工事費	助成率	限度額	対象
耐震改修工事	100万円以上	20%	50万円	耐震診断の結果、耐震不足と判定された建物
太陽光発電システム設置	100万円以上	出力1kwあたり6万円	20万円	新築住宅を含めた全住宅
リフォーム工事	50万円以上	10% (15%)	30万円 (45万円)	新築後5年を経過した住宅 ※（ ）内は18歳未満の子供が同居して子育てしている世帯
老朽住宅除却工事	50万円	20%	20万円	昭和56年5月31日以前に着工された建物

## 赤平市市税等

### 収納向上対策本部

上下水道料金にご理解・ご協力を

上下水道料金は、2カ月に1度検針をして翌月10日に納付書を発行し、その月の月末が納期限となります。納付が滞り未納額が膨らむと、ますます支払いが困難となりますので、止むを得ず支払いが遅れる場合には、早めに担当係にご相談ください。

また、納付には、便利で安心な口座振替をお勧めします。通帳と通帳印、最近支払った領収書を持って市内の金融機関の窓口に行くこと単に手続きができますのでご利用ください。

なお、悪質滞納者に対しては、「行政サービスの制限」及び「給水停止」の措置を行うこととなりますので、上下水道料金は納期限までに必ず納めましょう。

料金等に関して不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。  
■上下水道課管理係 ☎32・2218

#### 納税（付）相談について！

平日、午前8時30分から午後5時までの間、担当係で納税（付）相談を随時行っています。また、お仕事など日中お忙しい方で、市役所窓口、金融機関等でお支払いが困難な場合は、担当係にお気軽にご相談ください。

#### 市税・使用料等の納付は… 便利・確実・安心な口座振替を！

お仕事など日中忙しく不在がちな方や、うっかり忘れがちな方に、納期ごとに市役所や金融機関へ行く手間がはぶけ、納め忘れの心配のない便利で安心な口座振替をおすすめします。

口座振替の手続きは、通帳とお届けの印鑑をもって市役所各収納担当窓口か市内金融機関の窓口で簡単に行えますので、是非ご利用ください。

#### 【今月の納税】

- 固定資産税・都市計画税 第3期
- 国民健康保険税 第3期
- 後期高齢者医療保険料 第3期

納期  
9月30日(木)まで  
納期を守ろう！

■事務局■  
税務課納税係  
☎32-2219